

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第20号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則の一部を改正する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成22年3月31日までの間における一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第28条の2第2項各号及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）第23条の2第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京都の特別区に属する地域 <u>100分の16</u></p> <p>(2) 大阪市に属する地域 <u>100分の13</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) さいたま市に属する地域 <u>100分の10</u></p> <p>(5) 千葉市及び福岡市に属する地域 <u>100分の9</u></p> <p>(6) 仙台市及び豊田市に属する地域 100分の6</p> <p>(7) 札幌市に属する地域 100分の3</p> <p>3 平成22年3月31日までの間における一般職の職員の給与に関する条例第28条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の13</u>とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成22年3月31日までの間における<u>一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第13項の規定により読み替えられた</u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第28条の2第2項各号及び市町村立学校職員の給与等に関する<u>条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第30号）附則第13項の規定により読み替えられた</u>市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）第23条の2第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京都の特別区に属する地域 <u>100分の17</u></p> <p>(2) 大阪市に属する地域 <u>100分の14</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) さいたま市に属する地域 <u>100分の11</u></p> <p>(5) 千葉市及び福岡市に属する地域 <u>100分の10</u></p> <p>(6) <u>豊田市に属する地域 100分の9</u></p> <p>(7) 仙台市に属する地域 100分の6</p> <p>(8) <u>札幌市及び多賀城市に属する地域 100分の3</u></p> <p>3 平成22年3月31日までの間における<u>一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第13項の規定により読み替えられた</u>一般職の職員の給与に関する条例第28条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の14</u>とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。